

合評価一般競争入札参加資格.....(会 計 課) 31

○「熊本県阿蘇みんなの森の区域」(昭和61年熊本県告示第260号の7)の表示の改正.....(森林整備課) 31

○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額.....(人 事 課) 32

○熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び同施行規則の知事が定める率.....(") 32

○結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づく医療機関の指定.....(健康危機管理課) 34

○結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づく医療機関の辞退.....(") 34

○「動物の飼養収容の許可を要する区域の指定」の一部を改正する告示(食品衛生課) 34

公 告

○土地改良区役員の退任及び就任.....(農村計画課) 35

○土地改良区役員の退任.....(") 36

○県有財産の売却.....(管 財 課) 36

○熊本県新財務会計システム開発及び運用・維持管理業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施.....(会 計 課) 37

○団体営土地改良事業の工事完了.....(農村計画課) 42

○熊本県立大学清掃業務に係る落札者等の決定.....(私学文書課) 42

○電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約の落札者等の決定.....(情報企画課) 42

○電算処理業務委託契約に係る落札者等の決定.....(") 43

○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了.....(建 築 課) 43

登 載 依 頼

○熊本県教育委員会付議事項に関する規則の一部改正.....(教育政策課) 43

告 示

熊本県告示第626号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画風致地区の変更(花岡山・万日山風致地区)
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市春日五丁目及び六丁目の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第627号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 八代鏡ケアセンター 八代郡鏡町大字内田432番地1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番地1 樋口 公一	平成17年 5月10日	43000100207116	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第628号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 八代鏡ケアセンター 八代郡鏡町大字内田 432 番地 1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番地 1 樋口 公一	平成 17 年 5 月 10 日	43000200284114	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 629 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 八代鏡ケアセンター 八代郡鏡町大字内田 432 番地 1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番地 1 樋口 公一	平成 17 年 5 月 10 日	43000300187118	児童居宅介 護

熊本県告示第 630 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
大浜加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市大浜町 3825 番地 5 富川 守
玉名市大浜町 2246 番地 古庄 正一郎
玉名市大浜町 2425 番地 齋父 信隆
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
大浜漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 17 年 5 月 20 日から平成 17 年 6 月 3 日まで
- 5 縦覧場所
大浜漁業協同組合

熊本県告示第 631 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
滑石加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市滑石町 1408 番地 松本 憲昭
玉名市滑石町 769 番地 榎本 明信
玉名市滑石町 3428 番地 一二三 博美
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
滑石漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 17 年 5 月 20 日から平成 17 年 6 月 3 日まで
- 5 縦覧場所
滑石漁業協同組合